

横浜市立鶴ヶ峯小学校いじめ防止基本方針

策定日 平成26年3月4日(火) (令和6年3月30日改定)

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

・いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

・いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは、温かい人間関係の中で自己表現を目指してのびのびと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめは、その健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2. 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

・委員会の構成員

学校長・副校長・児童支援専任教諭（特別支援C0）・児童指導委員会（各学年1名、個別級2名）・養護教諭とする。必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

・委員会の運営

いじめ防止対策委員会は、児童指導委員会を活用し、月1回以上定期的に開催する。また、いじめの疑いがあった段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

・委員会の活動内容

委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担うものとする。

- ・いじめに対する処置

些細な兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まず、又は、対応不要であると個人で判断せずに、直ちにすべて学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の組織的な対応につなげなければならないことを意識する。

- いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録

- 被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援

- 保護者の協力、SC、SSW、警察署等関係機関との連携

- ・いじめの解消

いじめの解消に至るまでの支援等について、学校全体の課題として捉え、取り組む。

- 継続的な支援体制づくりをする。

- 情報収集と共有を行う。また、委員会としての記録を残す。

《いじめの解消の要件》

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること

- ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

3. いじめの未然防止、早期発見・事案対処

- ・いじめの未然防止

いじめは、どの子にも起こり得るという事実を踏まえた取組を行う

- 代表委員会を中心とした児童の主体的な取組

- どの子にもわかる授業づくり、どの子も主体的な学びになる授業・行事の改善

- 人権教育、道徳教育の推進

- 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用

- 児童へSOSの出し方についてプログラムを実施

- ・いじめの早期発見・事案対処

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識して、些細な兆候であっても、いじめの疑いをもって、いじめを積極的に認知していく。

- いじめの定義理解を含む教職員への研修

- いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（情報共有の推進）

- 定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施

- 定期的な教育相談の実施

- インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進

- 保護者、地域との連携

●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知

●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（疑いを含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者の連携といった対応を組織的に実施

●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成、実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行）

4. 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1項）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告をする。

5. いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要があるときは、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

6. 教職員等への研修

児童の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める児童理解研修を行う。

- 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」研修（年度初め）
- YPアセスメントシート研修（夏季研修）
- いじめ防止研修
- 特別支援教育研修
- 人権教育の研修

・学校運営協議会等の活用

まちとともに歩む懇話会や、学校家庭地域連絡協議会、西谷中学校区地域連携事業を活用して、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

【年間計画】

取り組み内容		
月	児童・学校	保護者・地域
4	<ul style="list-style-type: none"> 組織の役割の確認 新年度の児童の実態の把握・情報収集 YPアセスメントの研修・実施（横浜プログラム実施） 	<ul style="list-style-type: none"> 入学式、保護者説明会、学年・学級懇談会①で「学校いじめ防止基本方針」の周知 授業参観①
5	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止アンケート（記名式） 小中ブロック定例会① SOSの出し方プログラム 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭訪問
6	<ul style="list-style-type: none"> YPアセスメント（1回目） YP1回目を基に児童理解 小中ブロック定例会② 	<ul style="list-style-type: none"> 学家地連（いじめ防止基本方針説明） 小中一貫教育研究会（西谷中） 授業参観②
7	<ul style="list-style-type: none"> 夏季児童理解研修、特別支援研修 小中ブロック子ども会議（8月発表に向け） 小中ブロック定例会③ 	<ul style="list-style-type: none"> 懇談会② 夏まつり
8	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止校内研修（危機管理演習） 横浜子ども会議（保土ヶ谷区交流会） 	
9	<ul style="list-style-type: none"> 夏季休業明け児童理解 横浜プログラム実施 小中ブロック定例会④ 	<ul style="list-style-type: none"> 個人面談
10	<ul style="list-style-type: none"> 小中ブロック定例会⑤ SOSの出し方プログラム 	<ul style="list-style-type: none"> ゆめつる運動会2024 児童生徒交流日
11	<ul style="list-style-type: none"> YPアセスメント（2回目） YP2回目を基に児童理解 小中ブロック定例会⑥ 	<ul style="list-style-type: none"> （ネットマナー教室）
12	<ul style="list-style-type: none"> いじめ解決一斉キャンペーンの取り組み 人権週間の取り組み いじめ防止アンケート（無記名式） 小中ブロック定例会⑦ 	<ul style="list-style-type: none"> 学級懇談会③ 授業参観③
1	<ul style="list-style-type: none"> 冬季休業明け児童理解・スタンダードの見直し（学年研） 横浜プログラム実施（SOS出し方） 小中ブロック定例会⑧ 	
2	<ul style="list-style-type: none"> 「学校いじめ防止基本方針」見直し 「R6鶴小スタンダード」見直し、まとめ 今年度のまとめ、次年度に向けた引継ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> 学家地連（年間の取組に） 学級懇談会④
3	<ul style="list-style-type: none"> 今年度のまとめ、次年度に向けた引継ぎ 「学校いじめ防止基本方針」HP掲載 小中ブロック定例会⑨ 	

学校いじめ防止対策委員会（月1回・随時）いじめの認知・支援方針決定

通年：児童理解・横浜プログラム実施・スクールカウンセラー（SC）相談
 スクールソーシャルワーカー（SSW）相談

--	--	--